

11 危険物・防災・保安関係

(1) 高圧ガス保安法関係

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
31 圧力機器の受入制度	外国製圧力機器の受け入れシステムの進展を図るため、対象となる機器の範囲、技術基準の明確化等を行うことにより、日本と当該国の相互承認の制度の構築に向け協議を行う。		11年度以降当該国と協議		(経済産業省) ○ 「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について」(平成12・09・20立局第2号、平成12年12月22日)において、対象となる外国製の高圧ガス容器とその規格を明示した。	
36 天然ガス自動車用燃料容器等の検査	天然ガス自動車用燃料容器等の検査について、海外におけるこれらの基準・規格の緩和の動向に対応した申請等があった場合には、基準の解釈、試験方法等を含めて、これらの海外基準・規格の受入に適切に対処する。			逐次実施	(経済産業省) 「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について」(平成12・09・20立局第2号、平成12年12月22日)において、海外における高圧ガス容器の規格を容器検査のデータとして受け入れることとした。	

(5) その他

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
国際規制物資の使用廃止措置 （文部科学省）	不要な少量の国際規制物資（ウラン、トリウム等）の引受体制の整備を含め、所要の検討を行う。		11年度 （検討）	12年度 （検討）	（文部科学省） ウラン・トリウム等の核燃料物質・核原料物質の引受体制の在り方等に関する有識者の検討結果（平成12年12月25日）等を踏まえて、平成13年度及び平成14年度に、引取りスキームに係る法令体系の具体的検討を含んだ委託調査事業（「核原料物質・核燃料物質の適切な管理に向けた行動に係る調査」）を実施。これらを踏まえつつ、今後ともその他の少量の国際規制物資についても検討を行っていく。	
放射性物質輸送容器に関する負担軽減	外国当局により安全性が確認された放射性物質輸送容器について、安全審査に係る申請者の負担軽減について、可能な限り努力する。		11年度 （検討）	12年度	（経済産業省） 国内にて容器審査を行う上での有益な情報として考慮する。	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の生分解度試験	化審法の生分解度試験において分解生成物が生じた場合、化審法で求められる試験のデータのレベルを維持したまま試験費用を軽減することについて、科学的知見の蓄積に合わせ検討する。			12年度 （検討）	（厚生労働省、経済産業省、環境省） 化審法に基づく微生物等による化学物質の分解度試験等により生成した化学物質のうち、化審法の規制対象とならないもの（一部の規制のみ対象からはずれるものも含む）について公表するとともに、分子量800以上（ハロゲン元素を2個以上含む化合物にあっては分子量1,000以上）の化学物質については、生物の体内に蓄積されやすいものではないとして取り扱うこととして濃縮度試験を免除するなど、科学的知見の蓄積を踏まえた措置を行った（平成16年9月16日改正）。	

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
既存化学物質とCAS番号との対応	既存化学物質について、技術的に可能な範囲でCAS番号と対応させる。		逐次実施		○（厚生労働省、経済産業省、環境省） 既存化学物質と米国の化学情報データベースが化学物質に付与しているCAS番号との対応については、鋭意、具体的な作業を進めているところである。	